

- ・指定の適格性等を確認するために、以下の他にも書類をご提出いただくことがございます。
- ・**指定申請の締切日は毎月12日**です。12日が土日祝日の場合は、翌開庁日が締切日となります。指定申請の関係で直接当所へお越しになる場合は、事前に電話予約をお願いします。
- ・毎月の締切日までに指定申請を行われた場合、基本的に翌月1日付で保険薬局として指定されます。

提出書類（薬局）

★指定申請前の事前相談を推奨しています。保険薬局として指定するにあたり問題ないか確認しております。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・保険薬局（事前）記録票 リンク <p>※事前相談段階で揃えられなかった書類については、指定申請時に提出をお願いいたします。</p> |
|--|

【指定申請時に必要な書類（共通）】

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"> 1. 保険医療機関・保険薬局 指定申請書 リンク 2. 保険医療機関・保険薬局 指定申請書添付書類（上記1を印刷すると同時に印刷されます。） 3. 保健所の開設許可証の写し 4. 薬剤師免許証の写し（勤務保険薬剤師全員分） 5. 保険薬剤師登録票の写し（勤務保険薬剤師全員分） 6. 管理薬剤師の履歴書 7. 保険薬局指定申請の確認書類（リンク先、添付書類：6） リンク 8. 委任状（指定申請を開設者ではない代理の方が行う場合） <p>※提出期限の詳細は、千葉事務所HP内「各種の申請・届出の提出先及び締切日について」をご確認ください。</p> |
|--|

※下記の事項に該当する場合、それぞれの書類のご提出もお願いします。

【新規開設（遡及申請ではない場合）】

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"> 1. 受付番号情報提供依頼書 兼 回答書 の写し リンク
 ※指定申請に先立って受付番号情報提供依頼書をご提出いただき、回答を得る必要があります。
 提出期限は指定申請と異なります。
 千葉事務所HP内「各種の申請・届出の提出先及び締切日について」をご確認ください。 2. オンライン資格確認の導入計画書（別紙2） リンク
 ※オンライン資格確認機器の導入に係るスケジュールも併せてご確認ください。→ リンク 3. 社会保険及び労働保険への加入状況にかかる確認票（別紙1） リンク |
|--|

【遡及申請の場合】

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"> 1. 保険医療機関・保険薬局 廃止届 リンク 2. 指定通知書（原本） ※紛失されている場合は、代わりに指定通知書紛失届をご提出ください。 リンク 3. 廃止届（保健所提出書類）の保健所の受付印のある控の写し <p>※施設基準の届出直しを行う際、各施設基準の届出書及び様式に加え、右記リンク先別紙2もご提出ください。 リンク</p> |
|--|

【遡及申請において、開設者交代の場合（家族間での交代を除く）】

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"> 1. 右記リンク先の引継確認書を、新旧開設者双方合意の下で作成し、ご提出ください。 リンク 2. 譲渡契約書等がありましたら、その写しのご提出もお願いします。 |
|--|

【遡及申請において、移転の場合（2km以内）】

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"> 1. 移転前後の位置関係が分かる地図（縮尺付きのもの） |
|---|